

No.	件名・内容	回答
1	<p>広報あげお掲載依頼(住民監査請求について)</p> <p>【内容】 市民からの住民監査請求の結果及び判断・意見を広報あげおに掲載していただくようお願いいたします。掲載する場合には必ず監査委員の判断と意見を載せてください。</p> <p>(受付No.) 31-2047 (受付日) 令和元年5月7日</p>	<p>住民監査請求の結果についてはすでに市のホームページにその全文を掲載していますので、広報紙への掲載は予定しておりません。</p> <p>(担当) 監査委員事務局 (直通電話) 775-9692</p>
2	<p>住民監査請求のWeb公表について</p> <p>【内容】 住民監査請求の結果及び判断・意見をぜひWebでも公開を望みます。</p> <p>(受付No.) 31-2051 (受付日) 令和元年5月10日</p>	<p>住民監査請求の結果については、市のホームページで公表したところです。</p> <p>(担当) 監査委員事務局 (直通電話) 775-9692</p>
3	<p>LGBTパートナーシップ制度について</p> <p>【内容】 現在、LGBTにあたる人は11人に1人と言われていています。つまり、上尾市にも約2万人のLGBTの方がいるということになります。同性婚が合法になるまで、まだまだ時間がかかります。パートナーシップ制度についてご検討いただけないでしょうか。</p> <p>(受付No.) 31-2056 (受付日) 令和元年5月13日</p>	<p>市では、性の多様性への理解を深めるため啓発や研修を行っており、性的少数者に対する偏見や差別の解消に努めています。</p> <p>「パートナーシップ制度」については、先進自治体の事例を調査・研究するとともに、社会における性的少数者の方々の状況や情報に注視してまいります。</p> <p>(担当) 人権男女共同参画課 (直通電話) 775-5117</p>
4	<p>HPへの掲載について</p> <p>【内容】 (1)「会議開催のお知らせ」の紙1枚を情報公開コーナーや支所に貼っただけで周知できるとは思えない。市のHPで公表すべき。 (2)2019年5月27日に掲載された監査委員事務局のページの新着情報「住民監査請求の結果」が【トップページ>分類でさがす>まちづくり・市政>市政>監査】から漏れているようだ。掲載をお願いしたい。</p> <p>(受付No.) 31-2093 (受付日) 令和元年6月10日</p>	<p>(1)会議開催の事前公表については、市HPでの公開に努めるよう各課に周知していきます。 (2)ただちに反映させ、【トップページ>分類でさがす>まちづくり・市政>市政>監査】から見るようになるようになりました。</p> <p>(担当) 総務課 (直通電話) 775-4963 監査委員事務局 (直通電話) 775-9692</p>

No.	件名・内容	回答
5	<p>ごみ収集カレンダー、砂利道舗装について</p> <p>【内容】 (1)ごみ収集カレンダーについて小さいサイズのものを検討してほしい。 (2)コープニツ宮裏のじゃり道を舗装してほしい。</p> <p>(受付No.) 31-2096 (受付日) 令和元年7月2日</p>	<p>(1)『上尾市ごみ収集カレンダー』は、サイズを小さくすることで紙資源を削減し、環境に配慮することができます。いただいた意見は、次回のカレンダー作成の際、参考にさせていただきます。なお、市HPから、カレンダーをPDF形式でダウンロードすることもできます。</p> <p>(2)市が砂利道を舗装の道路とする場合、4mの幅員が必要です。4mに満たない箇所については、接道する民地の所有者に土地を寄附していただき、道路用地をすべて市の所有とした上で、道路の雨水を排水する側溝を設置し、舗装をしています。相談いただいた道路については、土地の寄附がされていない箇所があり、整備が進んでいません。</p> <p>(担当) 西貝塚環境センター (直通番号) 781-9141 道路課 (直通番号) 775-9049</p>
6	<p>指定業者のコンプライアンス違反について</p> <p>【内容】 下水道接続工事で発生したコンクリの廃材を廃止した浄化槽内に放り込んでいたと友人との会話で判明しました。</p> <p>(受付No.) 31-2103 (受付日) 令和元年6月21日</p>	<p>ご指摘いただいた事項については、市下水道指定工事店に対して、チラシによる周知や窓口での口頭指導などで指導してたいと考えています。</p> <p>また、廃棄物に関する個別の案件については、該当する場所の特定や廃棄状況などの事実関係を把握することは難しい面あるため、不法投棄を確認した場合には、警察への110番通報をお願いします。</p> <p>(担当) 業務課 (直通番号) 775-9302</p>
7	<p>【重要なお知らせ】の掲載事項について</p> <p>【内容】 (1)「重要なお知らせ」のバックナンバーを検索できるようにしてほしい (2)「重要なお知らせ」に、市(市長)が訴訟の原告または被告になった時は掲載してほしい (3)市Webサイトには、「重要なお知らせ」「Topics」「新着情報」とあるが、「新着情報」に「重要なお知らせ」も「Topics」も掲載されるべき</p> <p>(受付No.) 31-2110 (受付日) 令和元年6月24日</p>	<p>(1)について 「重要なお知らせ」につきましては、緊急的な情報や期間を区切ってお知らせする必要がある情報などもあり、長期間検索できる状態にすることで、混乱を招く恐れもあることから、バックナンバーについての掲載予定はありません。</p> <p>(2)について 住民監査請求を含むすべての監査結果については、今年度より市ホームページに掲載を始めました。過去10年間の住民監査請求の結果については、本庁舎1階の情報公開コーナーでご覧いただくことができます</p> <p>(3)について 「重要なお知らせ」「Topics」「新着情報」のいずれも市のトップページから容易に確認することができると考えておりますので、現状を維持していく予定です。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (直通電話) 775-4918 総務課 (直通番号) 775-4963 監査委員事務局 (直通番号) 775-9692</p>

No.	件名・内容	回答
8	<p>「市長へのはがき」について1年ごとに以下の点を同ページに公開してほしいについて</p> <p>【内容】 「市長へのはがき」について回答したものは、すべて「皆様から寄せられた市長へのはがき回答集」へ掲載してほしい。仮に今はあげていない場合、その理由はなにか。判断基準はなにか教えてほしい。</p> <p>(受付No.) 31-2134 (受付日) 令和元年7月8日</p>	<p>「市長へのはがき」につきましては、市ホームページ上で、年度ごとに区分して掲載しております。</p> <p>「市長へのはがき」の回答については、一部を市ホームページに掲載（公開）していますが、投書の内容から個人を特定、又は推定されるおそれがあるもの、公開を望まない旨が記してあるものは非公開としています。市ホームページへの掲載は、年度ごとに一括して実施しており、回答作成部署からの申請に基づき、市民サービスの向上につながると思われるものを中心に掲載しています。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (直通番号) 775-4918</p>
9	<p>不正防止へ市職員間集会について</p> <p>【内容】 市職員研修が研修倒れにならないように。大事なことは市幹部がしっかりした意識を持ち部下を指導する。その状況を市長がチェックし、良い方向に軌道修正していくことと考えます。 是非、汚職がないように市政運営をお願いしたい。</p> <p>(受付No.) 31-2137 (受付日) 令和元年7月11日</p>	<p>○市職員研修について 本市では、現在、コンプライアンスに係る取り組みを最も重要な施策の一つとして考えており、今回の研修会は、その取り組みの一環として行ったものです。本研修会はあくまで始まりであり、今後は組織全体で認識を共有しながら、継続した取り組みへ繋げていく予定です。</p> <p>○市政運営について すべての職員は、全体の奉仕者として公正な職務の執行を図り、公共の利益の増進のために職務を遂行することとされており、不当な要求への組織的対応や特別職からの働きかけを防ぐ対応手順を定めるため、市議会6月定例会において「職員倫理条例」を提案いたしました。7月26日現在継続審議中でございます。 また、「政治倫理条例」の制定に向けても議会と協議を進めてまいります。 職員一丸となって、市民の信頼回復のため全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(担当) 職員課 (直通番号) 775-5112 秘書政策課 (直通番号) 775-3849</p>
10	<p>会議開催の事前公表について</p> <p>【内容】 1. 現行の「審議会等の会議の公開に関する指針」を改正し、市のHPにも掲載する旨明示していただきたい。 2. 上尾市HPのトップページに「審議会等の会議についてのお知らせ」というコーナーを目立つ箇所に新設していただきたい。</p> <p>(受付No.) 31-2163 (受付日) 令和元年7月29日</p>	<p>「審議会等の会議の公開に関する指針」では、一層、開かれた市政の推進に寄与することを目的にしていることから、「審議会等の会議についてのお知らせ」を市ホームページのトップなどに掲載することも含めて検討させていただきます。</p> <p>(担当) 総務課 (直通番号) 775-4963</p>

No.	件名・内容	回答
11	<p>市長への手紙の返答方法について</p> <p>【内容】 文章回答を希望する場合、「郵送」または「メール」の選択をできるようにしていただけないか</p> <p>(受付No.) 31-2166 (受付日) 令和元年8月1日</p>	<p>文書で回答するため原則は郵送となりますが、メールでPDF版をお送りすることもできますので、希望される場合はコメント欄にその旨をお書き添えください。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (直通番号) 775-4918</p>
12	<p>重要なお知らせについて</p> <p>【内容】 市が訴訟の当事者(原告・被告)になった場合は、トップページの「重要なお知らせ」に掲載してほしい。</p> <p>(受付No.) 31-2188 (受付日) 令和元年8月15日</p>	<p>市が訴訟の当事者になった場合には、その内容を精査し、公表する公益性が高いものなどにつきましては、本市のホームページに掲載し、住民の皆様にご報告するようにしていきたいと考えております。</p> <p>なお、「重要なお知らせ」につきましては、訴訟の公益性の程度に基づいて、掲載の可否を判断していきたいと考えております。</p> <p>(担当) 総務課 (直通番号) 775-4963</p>
13	<p>議案の表記について</p> <p>【内容】 市HPの「市議会提出議案」の「議案書」項目に「別冊」の記載がありません。「議案」とPDF中に表記しているものは、「議案書」のリンクの中に全て載せるべきだと思います。</p> <p>(受付No.) 31-2218 (受付日) 令和元年9月6日</p>	<p>現在掲載中のものを含め、市HPの「市議会提出議案」の「議案書」において、「別冊(決算書)」などの表示により、予算書及び決算書のページへのリンクを設けることとしました。</p> <p>(担当) 総務課 (直通番号) 775-4963</p>
14	<p>「上尾市歌」を市民のみなさまに知ってもらうことを目的に、防災御製無線定時チャイムで流れる音楽を「上尾市歌」を流してほしいについて</p> <p>【内容】</p> <p>(受付No.) 31-2233 (受付日) 令和元年9月18日</p>	<p>現在、防災無線を利用した定時チャイムとして、児童の帰宅を促すことなどを目的に、夕方に『夕焼け小焼け』を放送しています。児童、保護者にとって『夕焼け小焼け』が児童の帰宅を促すものとして、広く浸透しており、児童の安全を守ることに大きく寄与していると考えております。</p> <p>そのため、ご提案いただきました『夕焼け小焼け』を『上尾市歌』に変更することについて、現状では考えておりません。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (直通番号) 775-4918</p>

No.	件名・内容	回答
15	<p>キラリ☆あげおPR大使について</p> <p>【内容】 あまり知られていない、名前の知れている有名人が就任していない。誰が選考しているのか、わからない。そして上尾市の名前を有名にしようとしている意思が感じられない。税金の無駄使い。テレビに出ている有名人とかが就任した方がよい。</p> <p>(受付No.) 31-2384 (受付日) 令和2年2月18日</p>	<p>キラリあげおPR大使は、平成27年度より上尾市のイメージアップ及び知名度の向上を図るため、上尾市の出身者又はゆかりがある、文化、スポーツ、芸術等の分野において活躍している方で、上尾市に愛着を持ち、事業に協力的である個人、団体から委嘱しております。</p> <p>頂いたご意見を参考にしながら、引き続き、キラリあげおPR大使による上尾市のイメージアップ及び知名度の向上を図ってまいります。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (直通番号) 775-4918</p>